

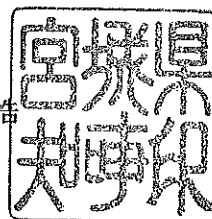
公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和8年6月26日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
石巻蛇田ショッピングセンター
石巻市恵み野三丁目4番地40 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
DCM株式会社 代表取締役 神谷 浩邦
東京都品川区南大井六丁目22番7号
中道リース株式会社 代表取締役 関 崇博
北海道札幌市中央区北一条東三丁目3番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙のとおり	別紙のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
別紙のとおり	別紙のとおり

- 4 変更の年月日
別紙のとおり
- 5 届出年月日
令和8年6月1日
- 6 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所
- 7 縦覧期間
令和8年6月26日から令和8年10月26日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 8 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工金融課
- 9 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。

○別紙

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

設置者		住所	備考
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目2番7号	
中道リース株式会社	代表取締役 関 寛	札幌市中央区北一条東三丁目3番地	

(変更後)

設置者		住所	備考 (変更年月日・理由)
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
DCM株式会社	代表取締役 神谷 浩邦	東京都品川区南大井六丁目2番7号	変更理由①: 代表者の変更 変更日①: 令和3年3月1日
中道リース株式会社	代表取締役 関 崇博	札幌市中央区北一条東三丁目3番地	変更理由②: 代表者の変更 変更日②: 令和3年3月17日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者		住所	備考
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目2番7号	
株式会社ヨークベニマル	代表取締役 真船 幸夫	福島県郡山市谷島町5番42号	
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山10717-1	

(変更後)

小売業者		住所	備考 (変更年月日・理由)
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
DCM株式会社	代表取締役 神谷 浩邦	東京都品川区南大井六丁目2番7号	変更理由③: 代表者の変更 変更日③: 令和3年3月1日
株式会社ヨークベニマル	代表取締役 大高 耕一路	福島県郡山市谷島町5番42号	変更理由④: 代表者の変更 変更日④: 令和3年3月1日
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山10717-1	